

議案第 29 号

海老名市子ども・子育て会議条例の制定について

海老名市子ども・子育て会議条例を別紙のとおり定める。

平成 25 年 5 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

子ども・子育て支援法に基づき、海老名市子ども・子育て会議に関し必要な事項を
定めたいため

海老名市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市子ども・子育て会議の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、海老名市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 事業主を代表する者
- (2) 労働者を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 学識経験者

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員長は、必要があるときは、子育て会議に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日 額	8,700
-------------	-----	-------